

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 8 月 31 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(14) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

- ① 社会福祉法人あけぼの会が、豊中市立羽鷹池公園（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】
- ② 株式会社セリオが、豊中市立ふれあい緑地（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】